

東京保育専門学校

実地視察機関の概要

○指定を受けている学科等の概要

機関名	東京保育専門学校	設置者名	学校法人 聖心学園				
学科等の名称等		認定を受けている免許状の種類・指定年度		免許状取得状況・就職状況 (平成24年度)			
学科等	入学定員	免許状の種類	指定年度	卒業者数	免許状取得者数		教員 就職者数
					実数	個別	
保育科(1部)	100人	幼二種免	昭和46年度	108人	107人	107人	13人
保育科(2部)	50人	幼二種免	昭和46年度	50人	49人	49人	7人
入学定員合計	150人	合計		158人	156人	156人	20人
備考	・「学科等の名称等」欄は、平成25年4月1日現在の名称・定員である。 ・「免許状取得者数」欄の「実数」欄は各学科等の実人数、「個別」欄は各学科等内の教職課程ごとの人数である。						

指定教員養成機関に対する講評

実地視察日：平成25年6月25日（火）

実地視察大学：東京保育専門学校

実地視察委員：大坪治彦委員，高旗浩志委員

【全般的事項】

- 教員養成に関する教育課程及び教員組織等については、おおむね問題無く実施されている。
- 教育課程について、「2.」で指摘するように、一部、教育職員免許法施行規則等の観点から、改善すべき点が確認されたため、その点については、速やかに改善すること。
- 教員配置及び科目の在り方等について、指導大学であるお茶の水女子大学の指導のもと、教員養成の水準の維持・向上に努めること。

【個別事項】

1. 教職課程の実施・指導体制（全学組織等）

- 教員免許状取得者も多く、教育養成の需要には応えている一方で、教育養成の理念や、それに基づいた教職指導体制が整備されているとは言い難い。毎年150人以上の指定教員養成機関として最大規模の免許状取得者を輩出していることを自覚し、他の指定教員養成機関の模範となるような教職課程、教員組織及び施設・整備等の整備に努めていただきたい。

2. 教育課程（教職に関する科目及び教科に関する科目）、履修方法及びシラバスの状況

- 「教職に関する科目」の多くの授業科目が1年次前期に履修することとなっており、指導法に関する科目も多数履修することとなっている。このような教育課程は各科目の趣旨や授業科目の関連性に鑑みて適切とは言い難い。養成したい教員像に対し、個々の授業科目がどのような力を育むことにつながっていくのか、また各授業科目の関連性を考慮しながら、教職課程に関する教育課程の体系化を御検討いただきたい。
- 指定教員養成機関における教育課程は、教員免許状という資格を授与するための課程であり、その内容については、法令等の規定に基づき一定程度の標準性が求められるものである。指導大学の適切な助言・指導のもと、教育職員免許法施行規則に定める、「含むことが必要な事項」を含んでいるか、また、科目の趣旨に即した授業

内容となっているかどうかを点検し、授業内容を全面的に再度検討・改善いただきたい。なお、シラバスの記載内容及び記載方針を定め、法令に定める「含めることが必要な事項」が取り扱われているかどうかをシラバスの授業計画から確認できるようにするとともに、学生に授業科目の履修を通じて修得可能な必要な知識・技能を明確に示すこと。

- 指定教育養成機関においては、授業科目の開設に当たって、「教科に関する科目」と「教職に関する科目」のみならず、幅広く深い教養を身につけさせるように適切に配慮することが重要である。現在、「宗教学」が一般教養科目として必修となっているが、他にも、建学の理念を反映させた一般教養科目を開設するなど、東京保育専門学校の特長を生かした授業科目を積極的に開設し、教育課程の充実に努めていただきたい。

3. 教育実習の取組状況

- 教育実習について、実習先の確保や教育実習評価表の整備については努力されているように見受けられた。
- 他方、教育実習の開設時期を一年次前期としており、そのために、一年次前期に多数の指導法に関する授業科目を履修することとなっている。その他の「教職に関する科目」や保育実習との関連性を考慮しつつ、教育実習の実施時期を見直すことを御検討いただきたい。

4. 生徒への教職指導の取組状況及び体制

- 教職指導は、学生が各科目の履修等を通じて、主体的に教員として必要な資質能力を統合・形成していくことができるように、教育課程の全期間を通じて、継続的・計画的に行う必要がある。相談のある学生が進路指導室を訪れるというだけでなく、教職を目指す学生が、貴校の養成する教員像や教職課程の到達目標を踏まえた履修計画を策定することができるように、また、定期的な履修計画の実行状況を確認の上で、必要に応じて指導・助言・援助を受けることができるように、指導体制を構築いただきたい。そのような指導体制の構築に当たり、専門学校の特色でもあるクラス担任制を有効活用することを期待する。

5. 教育委員会等の関係機関との連携・協働状況（学校現場体験・学校支援ボランティア活動等の取組状況）

○教職に関心のある学生が、早い段階から学校におけるボランティア活動等を通じて、教職の魅力や教員としての適性等を把握した上で、教員免許状の取得を目指すことは重要である。今後、学生が教育実習以外にも学校現場等での体験機会を得ることができるように、地元教育委員会・学校との連携・協働に努めていただきたい。なお、教育課程における学修と教育課程外で行われる学校現場体験等を有機的に関連させた教職指導の実施が望まれる。

6. 施設・設備（図書を含む。）の状況

- ホールは、体育用具等も整備されておらず、体育施設としては不十分であるように見受けられた。教職を目指す学生が実践的な指導力を身につけることができるように、学校現場で活用されている器具を備えるなど、今後、教育環境を整備するように努めていただきたい。
- 図工室は独立しておらず、多目的室を使用している状況が確認された。現在学生の作品を展示している児童文化研究室を有効活用するなどして、今後充実に努めていただきたい。
- 図書については、十分に整備されているとは言い難いため、実践に係る図書のみならず、学生が教員の理念や思想に触れられるような教育の基礎理論に関する図書も今後充実に努めていただきたい。教員を志す学生に今どのような情報が必要なのかを踏まえて選書する組織等を整備するなど、限られた予算の中で充実した図書環境を整備するための仕組みを御検討いただきたい。

7. 指導大学（お茶の水女子大学）の指導状況

- 教員養成機関制度は、当該教員の養成課程を置く大学による指導と承認のもとに運営されることが前提であることから（教育職員免許法施行規則第27条第2項）、今後は、指導大学であるお茶の水女子大学と緊密に連携をしながら、教職課程、教員組織及び施設・設備等の在り方について検討し、より充実した教員養成を行うこと。
- お茶の水女子大学は、東京保育専門学校をはじめ、5つの教育養成機関の指導大学であるが、講座ごとに具体的指導を割り振っており、大学内で全体会議等は設けられていない状況が確認された。今後、指定教員養成機関への指導体制について御検討いただきたい。

8. その他特記事項

○特になし